



時間単位有給の就業規則における条文例

 の部分をご選択ください。

第〇条(時間単位有給休暇)

年次有給休暇は、労使協定の定めにより、年次有給休暇（前年度から繰り越されたものを含む）のうち5日を限度として、★1時間★2時間又は3時間を単位として付与する。